

加 算	初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合	3,000円
	特定事業所加算Ⅰ	下記の要件を満たす場合	5,190円
	特定事業所加算Ⅱ	下記の要件を満たす場合	4,210円
	特定事業所加算Ⅲ	下記の要件を満たす場合	3,230円
	特定事業所加算A	下記の要件を満たす場合	1,140円
	特定事業所 医療介護連携加算	前々年度の3月から前年度の2月までの間におおいてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している場合	1,250円
	入院時情報連携加算 (Ⅰ)	入院した日のうちに介護支援専門員が病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	2,500円
	入院時情報連携加算 (Ⅱ)	入院した日の翌日又は翌々日に介護支援専門員が病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合(1月に1回を限度)	2,000円
	退院・退所加算(Ⅰ) イ	病院、介護保険施設等の職員から退院、退所に当たって必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている場合(入院期間中に1回を限度)	4,500円
	退院・退所加算(Ⅰ) ロ	病院、介護保険施設等の職員から退院、退所に当たって必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けている場合(入院期間中に1回を限度)	6,000円
	退院・退所加算(Ⅱ) イ	病院、介護保険施設等の職員から退院、退所に当たって、必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けている場合(入院期間中に1回を限度)	6,000円
	退院・退所加算(Ⅱ) ロ	病院、介護保険施設等の職員から退院、退所に当たって、必要な情報提供を2回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合(入院期間中に1回を限度)	7,500円
	退院・退所加算(Ⅲ)	病院、介護保険施設等の職員から退院、退所に当たって、必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合(入院期間中に1回を限度)	9,000円
通院時情報連携加算	利用者が医療機関において医師又は歯科医師	500円	